

お知らせ

春はヒグマに注意！

春は、ヒグマが冬眠を終え活動を始める時期です。山菜採りや登山、ハイキングなど楽しみにされている方々も多いこととは思いますが、不幸な事故を未然に防ぐため次のことに注意しましょう。

■野山に入る前に役場や森林管理署などで、事前にヒグマの出没情報を得るほか、出没を知らせる看板がある場所への立ち入りは避けましょう。

■野山では、単独行動を避け、集団での行動を心掛けましょう。また、鈴など音の出るものを携行するなどヒグマの存在を早めにヒグマに知らせる工夫をしましょう。

■野山での飲食の際に、おいしい強いものはヒグマを引き寄せる場合がありますので、控えたいほうがよいでしょう。

う。また、残飯、空き缶などのゴミは必ず持ち帰りましょう。

町のホームページではヒグマの出没情報を「クママップ」で掲載していますので、ご活用ください。ヒグマを目撃したり、足跡を発見した場合は、速やかにご連絡願います。

■お問い合わせ

農林課

☎4-2511

内線244

☆4-251112

国民年金

国民年金保険料の学生納付特例制度について

国民年金は、20歳以上であれば、日本国内に住むすべての人が加入しなければなりません。しかし、学生の人は申請により、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

■対象者

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（※）に在学する学生等で、学生納付特例を受けようとする年度の前年所得が基準以下（※）の人または失業等の理由のある人です。

※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程。なお、一部の海外大学の日本分校も対象となります。詳細については下記の連絡先にお問い合わせ下さい。

※所得の目安
128万円 +（扶養親族の数×38万円）

■申請期間

申請期間は、毎年4月から翌年3月までとなります。そのため、在学期間中は毎年度申請する必要があります。（申請時点から2年1か月までの期間については、さかのぼって申請することもできます）

■申請方法

申請先は、住民登録をしている市（区）町村役場またはお近くの年金事務所へ申請してください。

■添付書類

・在学期間がわかる学生証のコピー（裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーを含む）または在学証明書（原本）

・失業等の理由により申請を行う場合は、失業した事実が確認できる書類（雇用保険受給者証の写し等）

・マイナンバーにより申請を行う場合は、マイナンバーカードの写し等の本人確認書類

■保険料の追納について

学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料をさかのぼって支払う（追納）ことができます。将来受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

■臨時特例措置について

新型コロナウイルスの感染症の影響により、収入源となる業務の喪失等が生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料学生納付特例申請が可能です。詳細につきましては、役場またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

■お問い合わせ

ねんきんダイヤル

☎0570-0511165

日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp>

旭川年金事務所

年金の加入手続き、納入相談など

☎0166-2711611

年金相談の予約など

☎0166-7215004

税務住民課

住民生活グループ

☎4-2511

内線116・117

☆4-251103